

# 施工体制台帳等の記載ガイドライン

1	施工体制台帳について	P. 1
2	施工体系図について	P. 6
3	工事現場に配置する技術者について	P. 7
4	各様式の記載例について	
(1)	施工体制台帳	P. 10
(2)	再下請負通知書	P. 11
(3)	作業員名簿	P. 12
(4)	施工体系図	P. 13

## 《関係法令》

- ①『建設業法』
- ②『入契法』・・・公共工事の入札及び契約の適正化法の促進に関する法律
- ③『約款』・・・愛知中部水道企業団工事請負約款
- ④『共通仕様書』・・・愛知中部水道企業団共通仕様書

**令和3年10月**  
**愛知中部水道企業団**  
**管財検査課**

## 1-1 施工体制台帳の作成について

施工体制台帳の提出については、平成27年4月から、公共工事の受注者である建設業者が下請契約を締結する場合には下請け金額にかかわらず当該建設業者に対し、施工体制台帳の作成及び工事現場への備え置き、発注者へ写しの提出が義務付けられています。（建設業法第24条の8第1項、入契法第15条第1項・第2項）

加えて、建設業法及び入契法の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされました。

### 施工体制台帳とは・・・

施工体制台帳は、下請・孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳のことを言います。

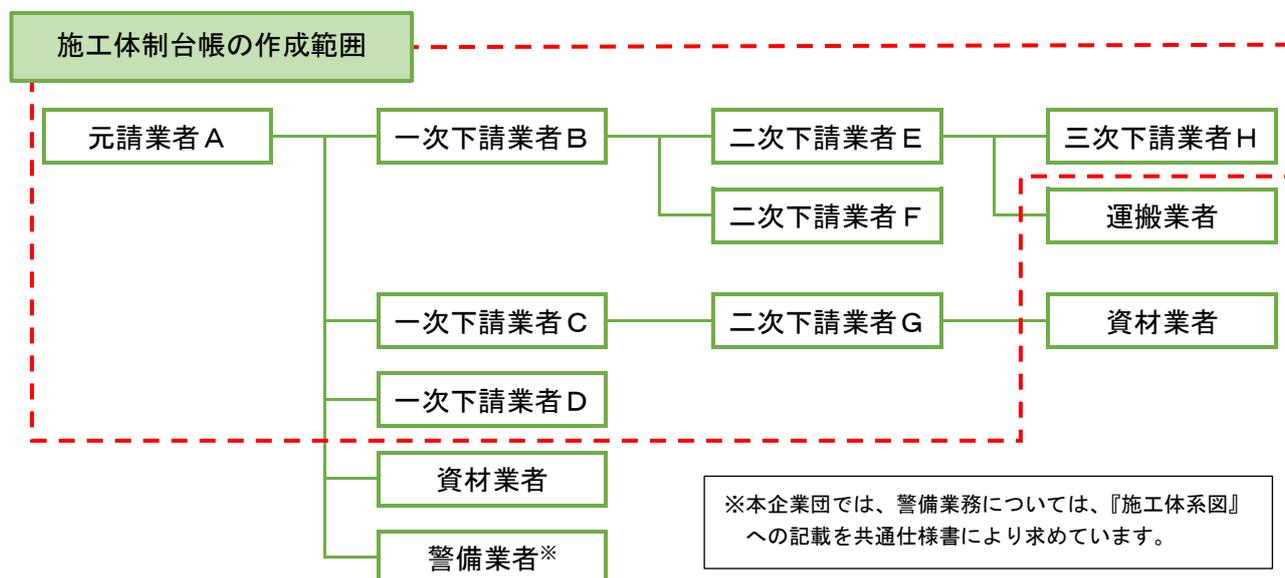
施工体制台帳の作成を通じて元請負者に現場の施工体制を把握させることで、

- ① 品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生
- ② 不良・不適格業者の参入、建設業法違反（一括下請負等）
- ③ 生産効率低下の原因にもなる容易な重層下請

を防止しようとするものです。

## 1-2 施工体制台帳記載の下請負人の範囲

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」における全ての下請負人（無許可業者を含む。）を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。



## 1-3 施工体制台帳の記載内容

施工体制台帳には、作成建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項、社会保険の加入状況、外国人技能実習生等の従事状況などを記載しなければなりません。(建設業法施行規則第14条の2第1項)

### ○施工体制台帳の記載内容

#### <元請負人に関する事項>

- ① 建設業許可(すべての許可業種)
- ② 建設工事の名称・内容・工期
- ③ 健康保険等の加入状況
- ④ 配置技術者の氏名と資格内容
- ⑤ 外国人技能実習生等の従事状況
- ⑥ 監督員の氏名

#### <一次下請負人に関する事項>

- ① 施工に必要な建設業許可
- ② 下請契約した工事の名称・内容・工期
- ③ 健康保険等の加入状況
- ④ 配置技術者の氏名と資格内容
- ⑤ 外国人技能実習生等の従事状況

## 1-4 再下請負通知書と記載内容

建設業者は、作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対して、「作成建設業者の称号又は名称」、「下請負人が再下請負をした場合、再下請負通知を行わなければならないこと」、「再下請負人通知書を提出すべき場所」を記載した書面を通知しなければなりません。また、記載した書面を工事現場の見やすい場所に掲示しなければなりません。(建設業法第24条の8第2項・第4項)

### ○再下請負通知書の記載内容

#### <再下請負する下請負人に関する事項>

- ① 建設業許可番号
- ② 元請負人と契約した工事内容
- ③ 健康保険等の加入状況
- ④ 配置技術者の氏名と資格内容
- ⑤ 外国人技能実習生等の従事状況
- ⑥ 監督員の氏名

#### <再下請負人に関する事項>

- ① 施工に必要な建設業許可
- ② 下請契約した工事内容
- ③ 健康保険等の加入状況
- ④ 配置技術者の氏名と資格内容
- ⑤ 外国人技能実習生等の従事状況

### 下請業者への書面通知(例)

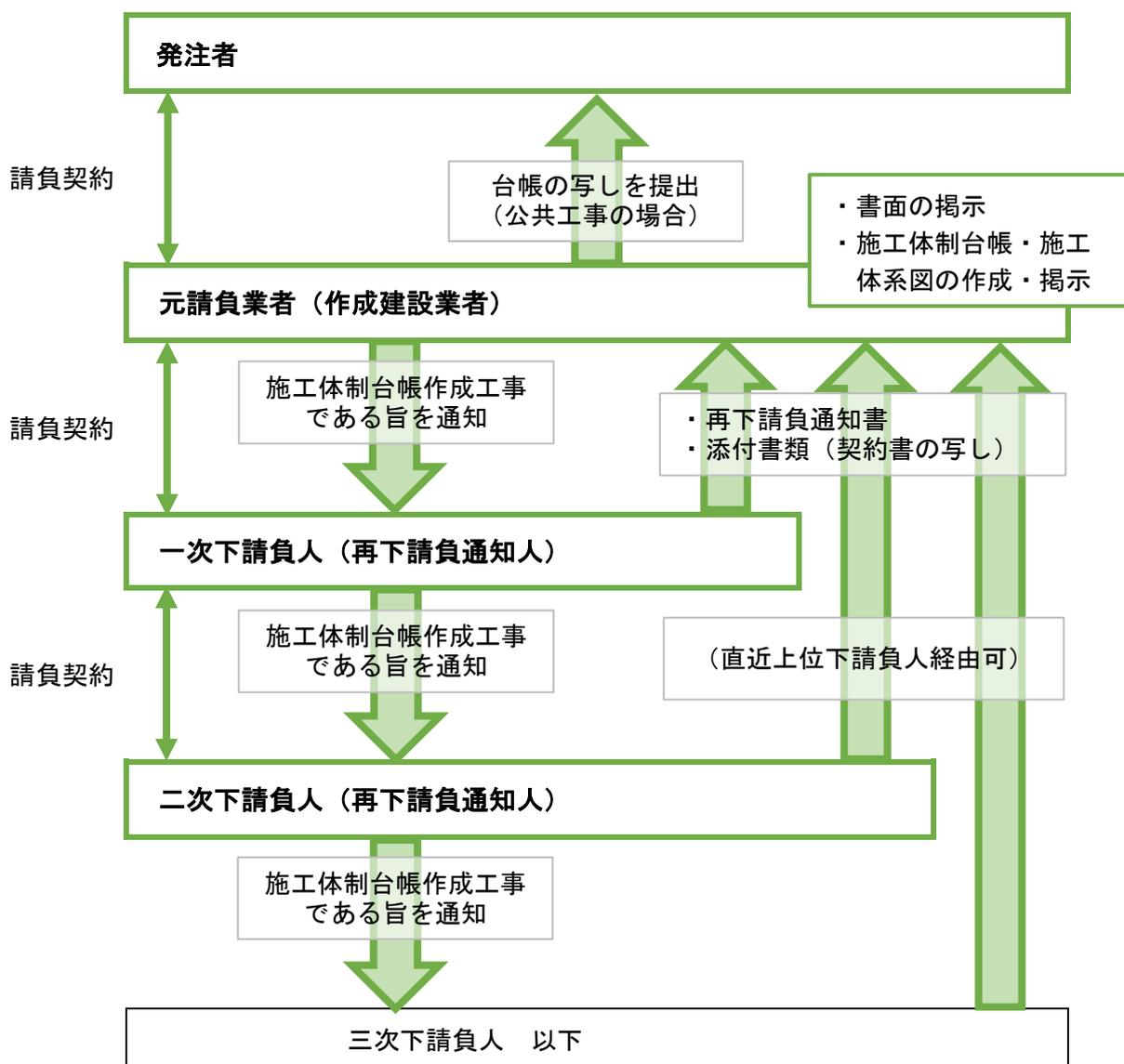
下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。  
この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、

- ① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設(株)  
再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション/△△営業所

## 1-5 施工体制台帳の作成手順



### ○元請負業者の役割

- ・一次下請負人に対し、施工体制台帳作成工事である旨の通知
- ・工事現場の見やすい場所に『施工体制台帳作成工事』である旨が記載された書面の掲示
- ・再下請負通知書の添付又は下請負人から提出された再下請負人通知書若しくは自ら把握した情報に基づき記載する方法により、施工体制台帳及び施工体系図を整備

### ○一次下請負人の役割 (二次下請を締結した場合)

- ・作成建設業者 (元請) に対し、再下請負通知書を提出
- ・二次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知

### ○二次下請負人の役割 (三次下請を締結した場合)

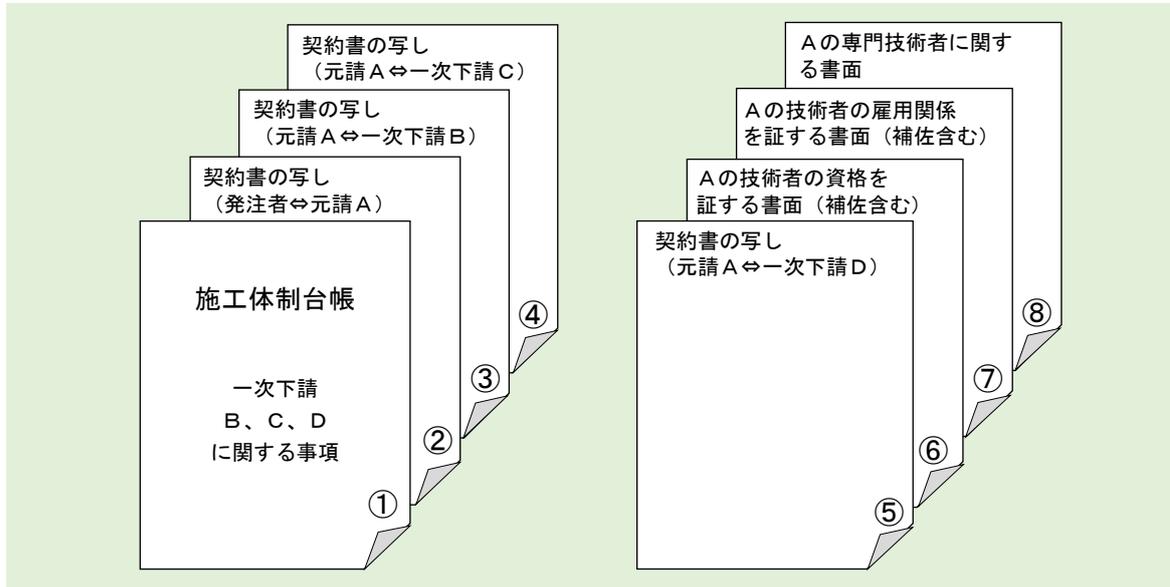
- ・作成建設業者 (元請) に対し、再下請負通知書を提出 (一次下請負人経由可)
- ・三次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知

※三次下請以下の場合は二次下請けに関する記載を読み替えてください。

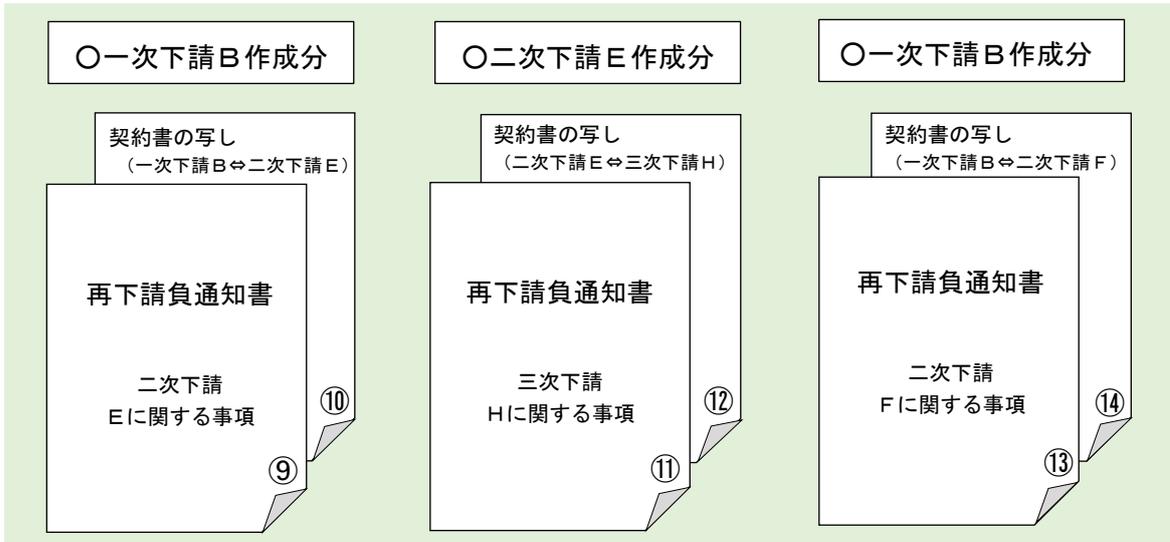
## 1-6 施工体制台帳の構成

- ① 元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
- ② 再下請負通知書の記載事項

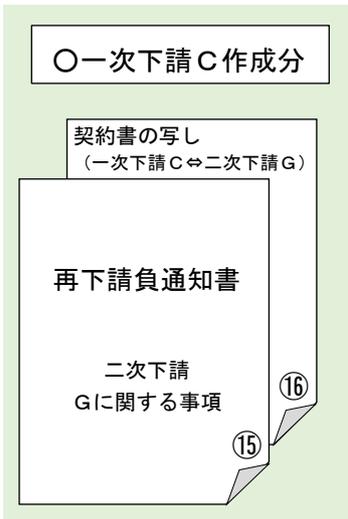
### 【元請業者A作成分】



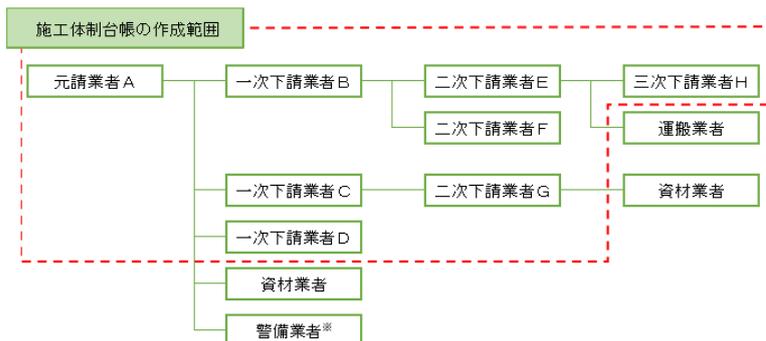
### 【一次下請B関係】



### 【一次下請C作成分】



『施工体制台帳の作成範囲』に記載されている、一次下請業者D、二次下請業者F、二次下請業者G、三次下請業者Hについては、再下請負していないため、再下請負通知書の提出義務はありません。



## ○施工体制台帳の添付書類

### <元請の場合>

① 発注者との請負契約書

- ・作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

② 下請負人との請負契約書

- ・下請負人との契約書の写し（注文書・注文請書及び基本契約書又は約款等の写し）

③ 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（専門技術者）関係

- ・主任技術者が資格を有することを証する書面（実務の経験を証する使用者の証明書、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証等の写し）
- ・監理技術者が監理技術者資格を有することを証する書面（監理技術者資格者証の写し）
- ・監理技術者補佐が監理技術者補佐資格を有することを証する書面（技術検定合格証明書の写し）
- ・主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険証等、又は監理技術者資格者証の写し）
- ・専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用関係を証する書面（上記同様）

### <下請の場合>

① 下請契約書

- ・一次下請との契約書の写し及び二次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し

### 建設業における社会保険等への加入促進について

本企業団では、建設工事に係る公平性の確保及び公共工事の担い手の中長期的な確保の推進のため、次のとおり、建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。）の加入促進に取り組んでいます。

- ① 元請業者の入札参加資格者名簿への登載は、「社会保険等に加入していること」を条件としています。
- ② 元請業者は、下請契約の相手方を、社会保険等に加入していない建設業者としてはならない。（約款第7条の2）

### 《注意事項》

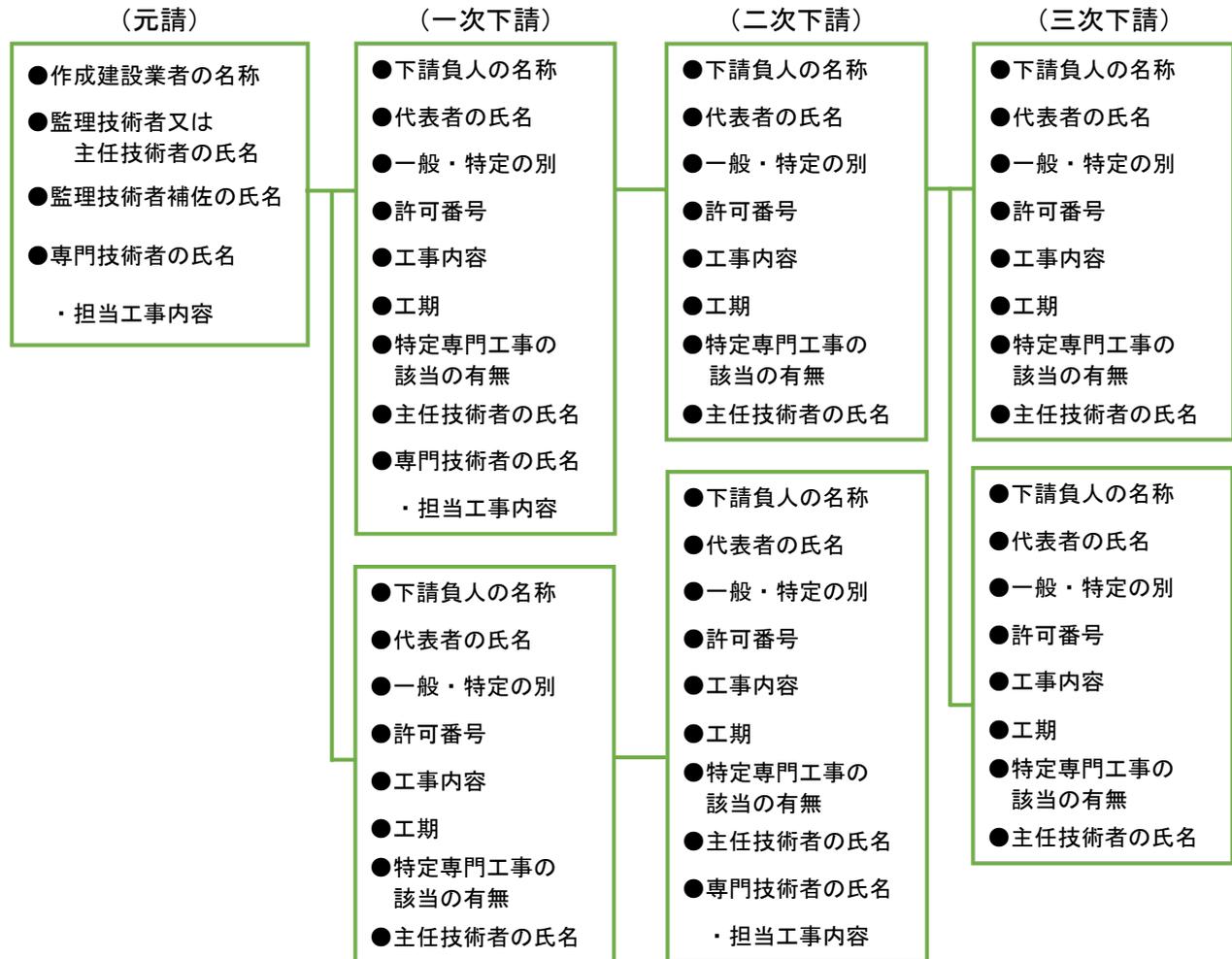
医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正する法律（令和元年5月22日法律第9号）により、令和2年10月1日から保険者番号及び被保険者等記号・番号について、健康保険事業又はこれに関連する事務の執行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制度」の規定が施行されました。これにより、技術者確認において保険証の写しを求める際には、あらかじめ相手方に対して被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しを受ける必要があります。



## 2 施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。

### 施工体系図のイメージ



注1) 下請負に関する表示は、現に施工中(契約書上の工期中)の者について行うことが必要です。したがって工事の進行により表示すべき下請業者に変更があった場合は、速やかに施工体系図を変更してください。

注2) 主任技術者の氏名の記載は、当該下請負人が建設業者である場合に限り、設置が義務付けられています。

注3) 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く建設業法第26条の2の技術者をいいます。

### 施工体系図の掲示場所

公共工事については、入契法第15条第1項により、見やすい掲示場所を次のとおり義務付けています。

- ① 工事現場の工事関係者が見やすい場所
- ② 公衆の見やすい場所



### 3 工事現場に配置する技術者

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。

**現場代理人（約款第 11 条第 2 項）**

請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りを行うほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる受注者の代理人です。なお、現場代理人は、工事現場への常駐を契約約款により義務づけていますが、特別な場合は、他の工事の現場代理人との兼務を認めています。  
※参考：「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」（平成 31 年 3 月 5 日付 30 建企第 538 号）



**主任技術者（建設業法第 26 条）**

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負代金の額の大小、請負・下請にかかわらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければなりません。  
※500 万円未満（建築一式工事にあつては 1,500 万円未満）の工事であっても建設業者（許可業者）であれば、主任技術者の配置が必用です。

or

**監理技術者（建設業法第 26 条）**

発注者から直接建設工事を請け負い（元請）、かつ、4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上の下請契約を締結して施工する場合は、主任技術者に代えて、監理技術者を置かなければなりません。  
ただし、監理技術者補佐<sup>※1</sup>を置いた場合は、監理技術者は 2 現場の工事現場数を兼務することができます。※参考：「監理技術者制度運用マニュアル」（国土交通省）

※1 監理技術者補佐は、主任技術者で監理技術者の職務に関する基礎的な知識や能力を持つと認められる者と規定されています。（技師補制度のうち、1 級の技師補の資格を持つ者。）

#### 技術者制度一覧表（国土交通省より）

（金額はすべて税込み）

許可を受けている業種	指定建設業（7 業種） （土木一式、建築一式、管、鋼構造物、舗装、電気、造園）工事業			その他（左記以外の 22 業種） （大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体）工事業		
	許可の種類	特定建設業者		一般建設業者	特定建設業者	
元請工事における下請金額の合計	4,000万円 <sup>※1</sup> 以上	4,000万円 <sup>※1</sup> 未満	4,000万円 <sup>※1</sup> 以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない
工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣認定者	①一級・二級国家資格者 ②登録基幹技能者 <sup>※3</sup> ③指定学科+実務経験者 ④実務経験者（10 年以上）		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①一級・二級国家資格者 ②登録基幹技能者 <sup>※3</sup> ③指定学科+実務経験者 ④実務経験者（10 年以上）	
技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であつて、請負金額が 3,500 万円 <sup>※2</sup> 以上となる工事					
監理技術者資格者証の必要性	技術者の専任を要する建設工事のときに必要	必要ない		技術者の専任を要する建設工事のときに必要	必要ない	

※1：建築一式工事の場合は 6,000 万円    ※2：建築一式工事の場合は 7,000 万円

※3：登録基幹技能者の認定に関しては平成 30 年 4 月 1 日より施行

## 《補足》専門技術者の配置について

土木工事業や建築工事業の業者が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合（元請）、これらの一式工事の中に他の専門工事も含まれている場合には、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。（建設業法第26条の2第1項）

このため、土木一式工事又は建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事も施工する建設業者は、次のいずれかを選ばなければなりません。

- ① 一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事について、主任技術者の資格を持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる。
- ② 一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事について主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する。
- ③ その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業業者に下請けする。

なお、専門工事のうち、施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるもの（特定専門工事）については、元請の主任技術者が、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができることとなり、下請負人の主任技術者の配置が免除されます。

（建設業法第26条の3）

特定専門工事は、下請代金の合計額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事です。（建設業法施行令第30条）

参考）主任技術者の配置義務の見直し／国土交通省（令和2年10月1日施行）

### 対象とする工事

政令で定める特定専門工事は、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつその施工の技術上の監理の効率化を図る必要があるものとして、以下の工事とする。

- ・鉄筋工事
- ・型枠工事

### 下請契約の請負代金の額

主任技術者の専任義務が3,500万円以上となっていることを踏まえ3,500万円未満とする。

### 配置される主任技術者の要件

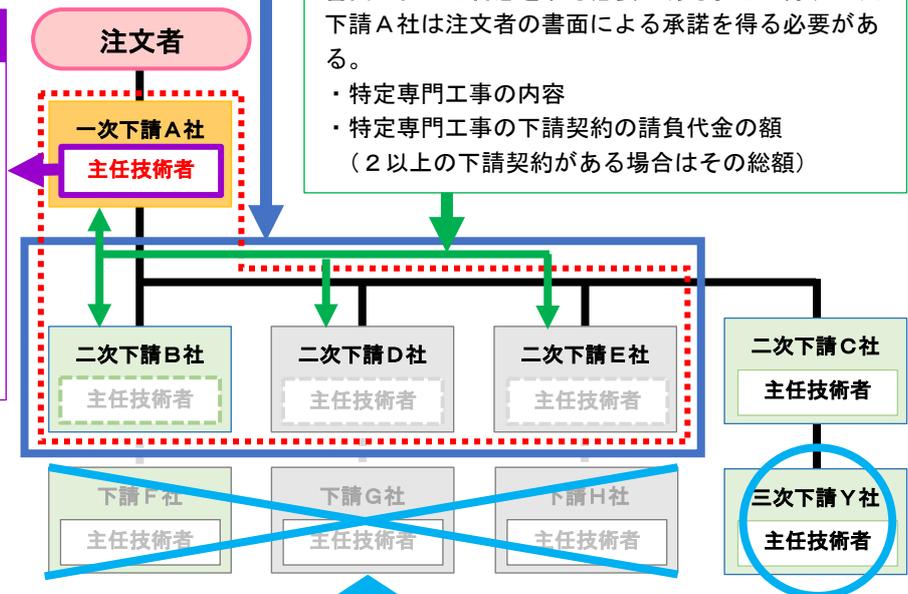
上位下請（一次下請A社）の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- ・ 該当特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。
- ・ 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

### 手続き

工事を注文する者（一次下請A社）と工事を請け負う者（二次下請B、D、E社）が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。この際、一次下請A社は注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・ 特定専門工事の内容
- ・ 特定専門工事の下請契約の請負代金の額（2以上の下請契約がある場合はその総額）



### 再下請の禁止

主任技術者を置かないこととした下請負人（二次下請B、D、E社）は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。➡ 違反した場合、監督処分の対象となる。※主任技術者を置いている（制度を利用していない）下請は再下請可能。

◇建設工事の種類一覧（全 29 種類）

	建設工事の種類 (建設業法別表第一の上欄)	略号	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン別表1)
1	土木一式工事	土	
2	建築一式工事	建	
3	大工工事	大	大工工事、型枠工事、造作工事
4	左官工事	左	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5	とび・土工・コンクリート工事	と	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
6	石工事	石	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
7	屋根工事	屋	屋根ふき工事
8	電気工事	電	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
9	管工事	管	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	タ	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11	鋼構造物工事	鋼	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
12	鉄筋工事	筋	鉄筋加工組立工事、鉄筋継手工事
13	舗装工事	舗	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事	しゅ	しゅんせつ工事
15	板金工事	板	板金加工取付け工事、建築板金工事
16	ガラス工事	ガ	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17	塗装工事	塗	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18	防水工事	防	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内装仕上工事	内	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事	機	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	熱絶縁工事	絶	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	電気通信工事	通	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設置工事、TV電波障害防除設備工事
23	造園工事	園	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
24	さく井工事	井	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	建具工事	具	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事	水	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
27	消防施設工事	消	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28	清掃施設工事	清	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29	解体工事	解	工作物解体工事

《参考様式集・作成例》

(1) 施工体制台帳 . . . P. 10

(2) 再下請負通知書 . . . P. 11

(3) 作業員名簿 . . . P. 12

(4) 施工体系図 . . . P. 13

### 施工体制台帳（記載例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

作成建設業者（元請）の商号名称  
 作成建設業者（元請）が発注者と締結した契約書に記載された契約日  
 工事を担当する事業所名がある場合  
 その事業所名（※）  
 作成建設業者（元請）が受けている許可を全て記入  
 発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所  
 （例：本社、〇〇営業所）  
 作成建設業者（元請）が発注者と締結した契約書  
 に記載された工事名称とその工事の具体的な内容  
 一次下請と契約を締結した作成建設業者（元請）  
 の営業所（例：本社、〇〇営業所）  
 作成建設業者（元請）が発注者と締結した契約書  
 に記載された工期  
 事業所整理番号及び事業所番号（健康保険組合に  
 あっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る  
 営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号  
 を記載。元請契約に係る営業所で下請契約を行う  
 場合は下請契約の欄に「同上」と記載  
 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る  
 営業所の名称をそれぞれ記載。元請契約に係る営  
 業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同  
 上」と記載  
 発注者が置いた監督員の氏名  
 一次下請を監督するために作成建設業者（元請）  
 が監督員を置いた場合その氏名（※）  
 作成建設業者（元請）が置いた現場代理人の氏名  
 ※現場代理人を置かず代表者が自ら行使する場  
 合は、現場代理人を代表者名と書換え、氏名を記  
 載  
 作成建設業者（元請）が置いた技術者の氏名及び  
 専任か非専任の別を記入  
 作成建設業者（元請）が置いた監理技術者補佐の  
 氏名を記入（※）  
 作成建設業者（元請）が専門技術者を置いた場合  
 に記入（※）  
 監理技術者、主任技術者とは別の技術者である。  
 例えば建築一式工事の中に管工事が含まれると  
 き、その管工事について置く主任技術者である。  
 もし管の資格をもつ技術者が会社に存在しない場  
 合は、その技術者を有する協力業者を下請とする  
 必要がある  
 専門技術者の資格を具体的に記入（※）  
 例）第一種電気工事士  
 実務経験（指定学科3年・電気通信）  
 実務経験（10年・機械器具設置）  
 専門技術者が担当する工事の具体的な内容（※）

施工体制台帳を作成又は変更した日付

〔会社名・事業者ID〕 〇〇建設株式会社  
 〔事業所名・現場ID〕 同上

建設業の可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土、と、水、管 工事業	大臣 特定 知事 一般 第 12345 号	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

工事名称及び内容	〇〇市〇〇地内送水管布設替工事R〇 推進工φ400mm L=〇〇.〇〇m、DCIPφ300mm~100mm L=〇〇〇.〇〇m(仕切弁〇基)、HPPφ50mm L=〇〇.〇〇m(仕切弁〇基)、排水弁φ100mm~φ50mm 〇箇所 他
発注者名及び住所	愛知中部水道企業団 〒470-0153 愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷212
工期	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 契約日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	本社	〇〇市〇〇町〇〇△△番地
	下請契約	同上	同上

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	元請契約	本社	XXX	XXXX	XXX-XXXX-X
	下請契約	〇〇支店	同上	同上	同上

発注者の監督員名	〇〇課〇〇グループ 水道 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
現場代理人名	中水 三郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
主任技術者名	専任 中水 次郎	資格内容	一級土木施工管理技士
監理技術者補佐名		資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	① 有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	② 有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	③ 有 無
--------------------	-------	-------------------	-------	-------------------	-------

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む

事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載

労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載

下請負人の商号名称  
 下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的な内容  
 下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期を記載  
 下請負人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可  
 下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日  
 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む  
 請負契約に係る営業所の名称を記載。  
 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載  
 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載  
 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載  
 下請負人が置いた安全衛生責任者名（※）  
 下請負人が置いた安全衛生推進者名（※）  
 下請負人が置いた雇用管理責任者名  
 下請負人が専門技術者を置いた場合にその氏名（※）  
 専門技術者の資格を具体的に記入（※）  
 例）第一種電気工事士  
 実務経験（指定学科3年・電気通信）  
 実務経験（10年・機械器具設置）  
 専門技術者が担当する工事の具体的な内容（※）

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	〇〇道路株式会社	代表者名	所長 愛知 池太郎
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇△△丁目〇〇番地 (TEL: 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
工事名称及び内容	〇〇市〇〇地内送水管布設替工事R〇 舗装工事、区画線工事		
工期	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 契約日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日		

建設業の可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土、と、舗、塗 工事業	大臣 特定 知事 一般 第 1234 号	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	本社	ZZZ	ZZZZ	ZZZ-ZZZZ-Z

現場代理人名	東郷 四郎	安全衛生責任者名	東郷 四郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	三吉 吾郎
主任技術者名	専任 東郷 四郎	雇用管理責任者名	愛知 池太郎
資格内容	一級土木施工管理技士	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名

下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の別を記入

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)  
 ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し  
 ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

技術者の資格を具体的に記入  
 例) 一級土木施工管理技士  
 指導的実務経験(配水管布設)

主任技術者の資格を具体的に記入  
 例) 一級土木施工管理技士  
 実務経験(指定学科3年・土木)  
 実務経験(10年・舗装工事)

以下の者が該当建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む  
 ①一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者)  
 ②外国人建設就労者(同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定める者)  
 ③外国人技能実習生(同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者)

《注意事項》  
 1 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらずに構いません。  
 2 〇の部分、建設業法で定められた記載事項です。  
 3 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。  
 4 「権限及び意見の申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。

〇〇道路株式会社（再下請負通知人）が株式会社〇〇土木（再下請負人）との下請契約の内容を報告する場合

再下請負人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

再下請負通知書を作成又は変更した日付

令和〇〇年〇〇月〇〇日

再下請負通知書（記載例）

- 再下請負通知書の商号名称
- 再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日
- 再下請負人が請け負った建設工事の注文者の商号名称
- 再下請負通知書人が請け負った建設工事の作成建設業者の商号名称
- 再下請負通知書人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその工事の具体的な内容
- 再下請負通知書人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期
- 再下請負通知書人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可
- 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む
- 請負契約に係る営業所の名称を記載。直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄を追加
- 再下請負人を監督するため再下請負通知人が監督員を置いた場合その氏名（※）
- 再下請負通知人が置いた現場代理人の氏名
- 再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の別を記入
- 主任技術者の資格を具体的に記入  
例）二級土木施工管理技士  
実務経験（指定学科3年・舗装工事）  
実務経験（10年・舗装工事）
- 事業所整理番号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請業者との請負契約を行う場合には欄を追加

再下請負通知書（記載例）

直近上位注文者名：〇〇建設株式会社

【報告下請負業者】

住所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇△丁目〇〇番地  
TEL：〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
FAX：〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

元請名称・事業者ID：〇〇建設株式会社  
会社名・事業者ID：〇〇道路株式会社  
代表者名：所長 委知 池太郎

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容：〇〇市〇〇地内送水管布設替工事R〇 舗装工事、区画線工事  
工期：自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日 注文者との契約日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

建設業の可

施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
土、と、舗、塗 工事業	大臣 特定知事 一般 第 1234 号	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事業	大臣 特定知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況

健康保険等の加入状況	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
事業所整理記号等	〇〇〇		〇〇〇〇		〇〇〇-〇〇〇〇-〇	

監督員名：委知 池太郎  
権限及び意見申出方法：契約書記載のとおり

現場代理人名：東郷 四郎  
権限及び意見申出方法：契約書記載のとおり

主任技術者名：専任 東郷 四郎  
資格内容：一級土木施工管理技士

一号特定技能外国人の従事状況：① 有 無  
外国人建設就労者の従事状況：② 有 無  
外国人技能実習生の従事状況：③ 有 無

再下請負通知人が専門技術者を置いた場合その氏名（※）  
例）第一種電気工事士  
実務経験（指定学科3年・電気通信）  
実務経験（10年・機械器具設置）

再下請負通知人が置いた安全衛生責任者名（※）

再下請負通知人が置いた安全衛生推進者名（※）

再下請負通知人が置いた雇用管理責任者名

再下請負人の商号名称

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に起債された工事名及びその工事の具体的な内容

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記載

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む

請負契約に係る営業所の名称を記載。

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載

事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載

労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載

再下請負人が置いた安全衛生責任者名（※）

再下請負人が置いた安全衛生推進者名（※）

再下請負人が置いた雇用管理責任者名

再下請負人が専門技術者を置いた場合にその氏名（※）

専門技術者の資格を具体的に記入（※）  
例）第一種電気工事士  
実務経験（指定学科3年・電気通信）  
実務経験（10年・機械器具設置）

専門技術者が担当する工事の具体的な内容（※）

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名・事業者ID	株式会社〇〇土木	代表者名	代表取締役 日進 花子
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇△-△△△番地		
電話番号	(TEL: 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
工事名称及び工事内容	〇〇市〇〇地内送水管布設替工事R〇 舗装工事		
工期	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日	契約日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

建設業の可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	舗装 工事業	大臣 特定知事 一般 第 5678 号	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	工事業	大臣 特定知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
事業所整理記号等	〇〇〇		〇〇〇〇		〇〇〇-〇〇〇〇-〇	

現場代理人名：長湫 小太郎  
権限及び意見申出方法：契約書記載のとおり

主任技術者名：専任 長湫 小太郎  
資格内容：二級土木施工管理技士

安全衛生責任者名：日進 花子  
安全衛生推進者名：長湫 小太郎  
雇用管理責任者名：日進 花子

主任技術者の資格を具体的に記入  
例）一級土木施工管理技士  
実務経験（指定学科3年・土木）  
実務経験（10年・舗装工事）

一号特定技能外国人の従事状況：① 有 無  
外国人建設就労者の従事状況：② 有 無  
外国人技能実習生の従事状況：③ 有 無

再下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の別を記入

《注意事項》

- 建設業法では再下請負通知書の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 〇の部分、建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後ろに（※）があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
- 「権限及び意見の申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっていないので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。

以下の者が該当建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む

①一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）を決定された者）

②外国人建設就労者（同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定める者）

③外国人技能実習生（同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者）

# 作業員名簿（記載例）

（令和〇〇年〇〇月〇〇日作成）

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

元請 確認欄	
提出日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
(次)会社名 ・事業者ID	

一次会社名  
・事業者ID

作業員名簿を提出した年月日

作業員名簿を作成又は変更した年月日

作成建設業者（元請）の名称

事業所の名称・現場ID  
〇〇建設株式会社

所長名  
中水 太郎

施工現場の所長名

建設工事に従事する者の氏名・ふりがな

建設工事に従事する者の記号  
(注) 1.を参照

建設工事に従事する者の職種

建設工事に従事する者の生年月日・年齢

建設工事に従事する者が加入している保険（健康・年金・雇用）

雇用保険番号の被保険者番号の下4桁

番号	ふりがな		職種	※	生年月日		健康保険		建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日	
	氏名	技能者ID			年齢	年金保険	雇用保険	中小企業退職金 共済制度		雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日	
1	ちゅうすい じろう	*****	配管	主	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	有	有	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	△△年△△月△△日
	中水 次郎				◇◇歳	厚生年金	無							〇〇
2	ちゅうすい さぶろう	*****	配管	現	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	有	有	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	△△年△△月△△日
	中水 三郎				◇◇歳	厚生年金	無							〇〇
3	ちゅうすい しろう	*****	配管	主	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	有	有	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	△△年△△月△△日
	中水 四郎				◇◇歳	厚生年金	無							〇〇
					年 月 日									年 月 日
					歳									年 月 日
					年 月 日									年 月 日
					歳									年 月 日
					年 月 日									年 月 日
					歳									年 月 日
					年 月 日									年 月 日
					歳									年 月 日
					年 月 日									年 月 日
					歳									年 月 日

現場入場及び受入教育を実施した年月日

建設工事に従事する者が取得している資格

《注意事項》

- 1 建設業法では作業員名簿の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 2 〇〇の部分には、建設業法で定められた記載事項です。
- 3 事業者ID、現場ID及び技能者IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載。（登録していなければ記載不要。）

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

(現) …現場代理人    (作) …作業主任者(注) 2.)    (女) …女性作業員    (未) …18歳未満の作業員  
 (主) …主任技術者    (職) …職長    (安) …安全衛生責任者    (能) …能力向上教育    (再) …危険有害業務・再発防止教育  
 (留) …外国人技能実習生    (就) …外国人建設就労者    (1特) …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

共済制度（建退共・中退共）の加入の有無

建設工事に従事する者が受けている教育（雇入・職長・特別）

建設工事に従事する者が受けている技能講習

### 施工体系図（記載例）

作成建設業者（元請）が発注者と締結した契約書に記載された工期

発注者名	愛知中部水道企業団	工期	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事名称	〇〇市〇〇地内送水管布設替工事〇	至	令和〇〇年〇〇月〇〇日

作成建設業者（元請）の商号名称

元請名・事業者ID	〇〇建設株式会社
監督員名	
監理技術者名	中水 次郎
主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

一次下請を監督するために作成特定建設業者（元請）が置いた監督員の氏名（※）

作成建設業者（元請）が置いた監理技術者又は主任技術者の氏名

作成建設業者（元請）が置いた監理技術者補佐の氏名（※）

作成建設業者（元請）が置いた専門技術者の氏名（※）

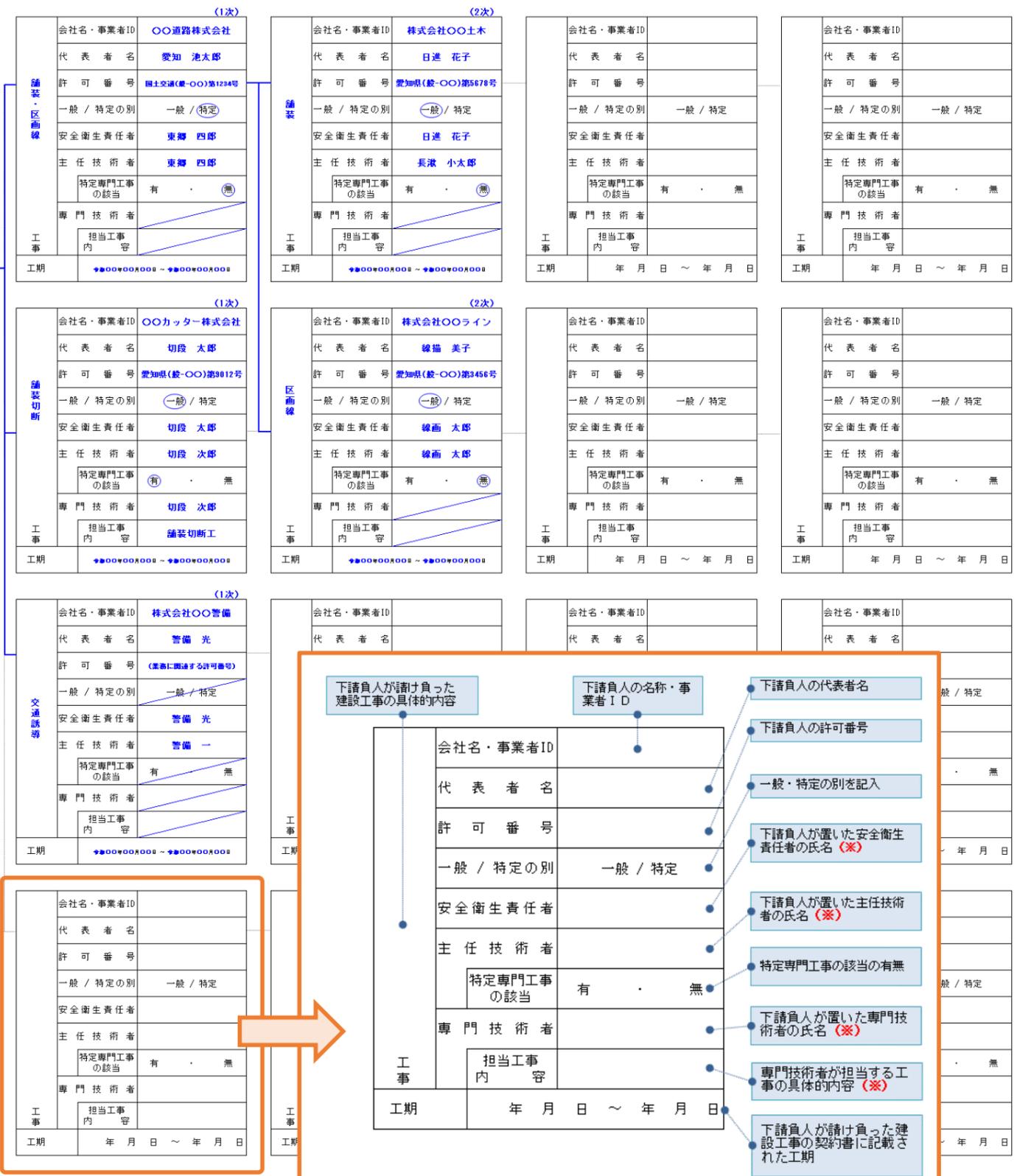
作成建設業者（元請）が置いた専門技術者が担当する工事の具体的内容（※）

会長	統括安全衛生責任者 中水 次郎
副会長	

元請（共同企業体では、企業体を形成している事業者）以外の下請負人の中から選出された者（※）

労働安全衛生法第15条の2の規定により、作成建設業者（元請）が元方安全衛生管理者を選任した場合、その氏名を記入。  
また、中規模建設工事現場（※）については、元方安全衛生管理者に準ずる者を選任し、その氏名を記入。

災害防止協議会の内容を記録する者（※）



- 《注意事項》
- 1 建設業法では施工体系図の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
  - 2 説明書きの後ろに（※）があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
  - 3 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」及び「専門技術者」については、記載不要です。
  - 4 警備業者については、国土交通省が仕様書により記入を義務付けていることから、本企業団の共通仕様書等でも記載をお願いしています。



**令和3年10月施行**

**管財検査課**